

富士見森林地域の変更（縮小）について

森林法第 10 条の 2 の規定による開発行為の許可（林地開発許可）について

- 1 場所
諏訪郡富士見町富士見字大沢山 11404-434 ほか 93 筆
- 2 開発行為の目的
太陽光発電施設の設置
- 3 森林地域の縮小面積
11.6431ha（事業区域面積 19.4614ha）※面積の差は残置森林・造成森林等
- 4 変更理由
林地開発行為の完了により、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため。（開発行為の内容が森林以外への転用のため）
- 5 事業者
株式会社そら'C
- 6 森林審議会保全部会での審議状況
 - (1) 保全部会開催日：平成 30 年 9 月 18 日
 - (2) 保全部会からの答申：平成 30 年 10 月 9 日
- 7 森林法に基づく開発行為許可（林地開発許可）
平成 30 年 10 月 15 日
- 8 同法の許可に基づく事業完了確認通知
令和 3 年 1 月 29 日



現地調査

位置図



図郭50000

図郭50000

地域森林計画区

地域森林計画区

地域振興局

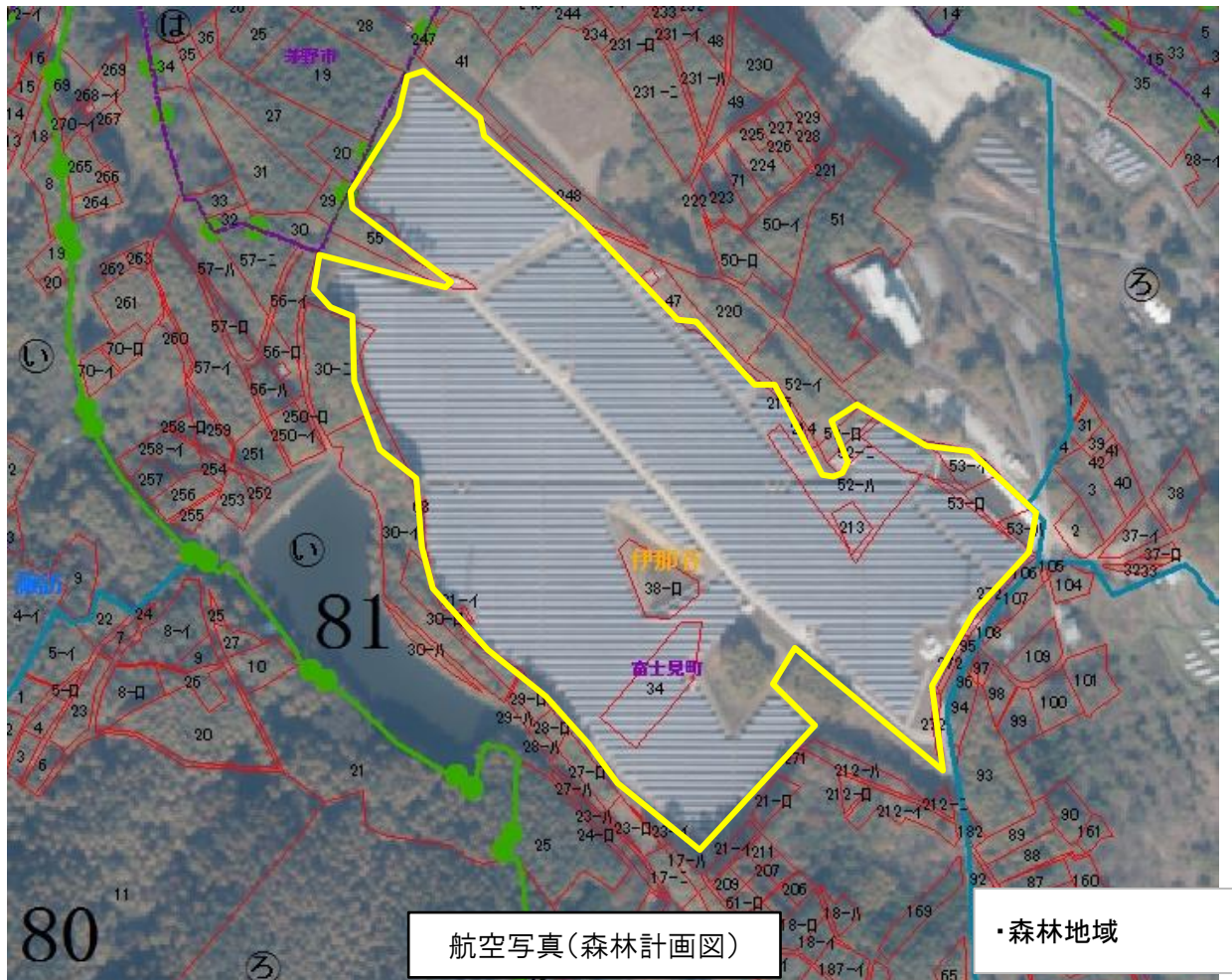
地域振興局

市町村界

市町村界

2021年08月19日

この図は「長野県森林GIS」で作成しました





① 森林地域の縮小区域(太陽光発電施設)



② 森林地域の縮小区域(太陽光発電施設・防災施設)

平成30年（2018年）10月9日

長野県知事 阿部 守一 様

長野県森林審議会
保全部会長 鈴木 啓助



長野県森林審議会（保全部会）の答申について

平成30年9月10日付け30森推第346号で諮問のありました下記事項については、原案どおり適切なものと認めます。

記

森林法第10条の2第1項の規定による林地開発許可について